

川崎市告示第665号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市麻生スポーツセンターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市スポーツセンター条例（昭和60年川崎市条例第21号）第4条第3項の規定により告示します。

令和7年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市麻生スポーツセンター 川崎市麻生区上麻生3丁目6番1号
指定管理者	(所在地) 東京都品川区東品川4丁目10番1号 (名称) あさおスポーツムーブメント共同事業体 (代表者名) コナミスポーツ株式会社 代表取締役社長 室田 健志
指定期間	令和 8年4月 1日から 令和13年3月31日まで